

賃金デジタル払いの検討 ③

賃金のデジタル払い導入の活用例を考えてみましょう

インフォシア代表

情報処理安全確保支援士・社会保険労務士

高橋真悟

■貯蓄用の口座と普段使
いの口座に分けて賃金を
受け取る

現在でも賃金支払いの
振込口座に複数の口座を
認めている企業もあるか
と思います。商品等の購
入にデジタル払いが普及
してきている現在、第二
口座への振込をデジタル
払いにするといった方法
も考えられます。

■本業と副業の受取口座
を分ける

本業の賃金については
今まで通り銀行口座で受
け取り、副業については
デジタル払いで受け取る
といったことも考えられ
ます。副業・兼業につい

ては労働時間通算等の課
題もあり、推奨している
企業は多くはないかと思
いますが、制度の見直し
が検討されており今後は
拡大するかもしれません。

■上記2つは労働者の目
線ですが、企業側の戦略
としての観点もあります
デジタル払いの利点とし
て、送金にかかる手数料
が安価であることがあ
げられます。全てのケー
スで手数料が現在よりも
抑えられるわけではあり
ませんが、この利点を活
用し1カ月に複数回の賃
金支払いを行うといった
ことも可能かもしれませ
ん。現在、急成長してい

るスキマバイト・スポッ
トワークという働き方で
は、勤務終了後最短で当
日中に賃金を受け取るこ
とができるサービスもあ
ります。

人材確保の観点から複
数回の賃金支払い制度を
導入し、その振込手数料
を抑えるためにもデジタ
ル払いを活用するという
選択もよいかもしれませ
ん。

■最後に、賃金のデジタ
ル払いの将来について見
てみましょう

規制改革推進会議にて
指定資金移動業者の資産
保全要件の廃止または大
幅な緩和と指定に関する
審査ポイントとプロセス
を明確化することが検討
されています。また、現
在はデジタル払いで賃金
を受け取る場合であって
も、チャージ額の上限を
超過した際等に備えて銀
行口座との紐づけも必須
となっております。この
紐づけについても見直す
ことが検討されています。

外国人を含めた銀行口座
を持たない労働者がデジ
タル払いの制度を活用す
ることができるようにな
るといえるのです。海外
送金を取り扱う資金移動
業者もあり、外国人にと
っては母国への送金がし
やすくなるという利点も
あります。

現時点ではまだ検討段
階ではありますが、将来
賃金のデジタル払いが浸
透していくことも考えら
れます。
デジタル払い制度を導
入することは、賃金支払

いの事務処理が増えるこ
とに間違いありません。
しかし、それを超えるメ
リット（もしくはできな
いことのデメリット）を
比較検討することは多く
の企業で行っていただ
きたいと思います。

※指定資金移動業者と
は「○○pay」のよう
な資金移動業者の中で厚
生労働大臣の指定をうけ
賃金のデジタル払いに対
応している資金移動業者
のことです。

インターネット視聴・名北会員無料 賃金デジタル払い検討セミナー

セミナー内容

- (1)実際の賃金デジタル払い導入とその後の運営
方法、(2)賃金デジタル払いを導入して、(3)賃
金デジタル払い導入時の労務管理上の注意点
※詳しくは当協会HPをご覧ください。

基礎から学ぶ

情報通信トラブル防止セミナー

令和7年8月29日(金) 13:30~16:30
ウインクあいち(会員6900円・一般9130円)

「情報通信をめぐるトラブル事例と発生時の
対応」 長谷川ふき子弁護士

「トラブルを防ぐための情報通信管理」
高橋真悟情報処理安全確保支援士・
社会保険労務士